

# 農業の成長産業化と地方創生に向けた プロ農業経営者からの提言



平成 29 年 6 月 15 日  
公益社団法人日本農業法人協会

## 【目次】

|  |    |
|--|----|
| はじめに                                     | 1  |
| 重点提言                                     | 2  |
| I 法人化・経営支援の体制整備・強化                       | 4  |
| 1 農業法人化推進等の体制強化                          | 4  |
| (1) 農業法人化推進等の体制強化【新規】                    | 4  |
| (2) 認定農業者制度の見直し【継続】                      | 4  |
| 2 次世代を担う人材の育成及び労働力の確保                    | 4  |
| (1) 農業経営の核となる人材の育成【新規】                   | 4  |
| (2) スキルアップのための農業資格制度の創設【新規】              | 5  |
| (3) 経営を支える労働力の確保と環境整備【新規】                | 5  |
| (4) 国際社会の中での外国人材の活用【新規】                  | 5  |
| 3 先端技術の導入による経営力向上                        | 5  |
| (1) ICT技術の規格標準化【新規】                      | 5  |
| (2) 現場で使える技術の研究開発【新規】                    | 6  |
| (3) 高度な経営管理を行う経営者に対する機動的な出融資【継続】         | 6  |
| (4) 生産工程管理の高度化【新規】                       | 6  |
| II 農業法人が力を発揮できる経営環境の整備                   | 6  |
| 1 生産資材コスト引下げ、安定確保等に向けた取組み                | 6  |
| (1) 資材に関するイノベーションの促進【継続・新規】              | 6  |
| (2) 生産資材価格引下げの実現【継続・新規】                  | 6  |
| (3) 自由に資材調達できる環境・構造の実現【継続】               | 7  |
| (4) 種子・種畜・種苗・農薬の安定的な確保に向けた国家戦略の確立【継続・新規】 | 7  |
| 2 新たな時代に対応した市場制度・流通改革                    | 7  |
| (1) 卸売市場制度の改革【継続】                        | 7  |
| (2) 新たな農産物流通の仕組みの構築【継続・新規】               | 7  |
| 3 国家戦略としての輸出対策                           | 7  |
| (1) 海外事業展開に必要な輸出体制の整備【継続・新規】             | 7  |
| (2) 輸出拠点の整備【継続】                          | 7  |
| (3) 日本産農畜産物の海外プロモーションの促進【継続・新規】          | 8  |
| (4) 輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続・新規】        | 8  |
| 4 農地集積の加速化と農地集積が一体となった基盤整備の実施            | 8  |
| (1) 農地集積の加速化【継続・新規】                      | 8  |
| (2) 農地集約にあわせた基盤整備の実施【継続・新規】              | 8  |
| (3) 故人が所有者である農地の賃貸借契約等手続きの簡素化【継続】        | 9  |
| (4) 再生産可能な地代の設定【継続】                      | 9  |
| 5 震災復興と災害対策の充実                           | 9  |
| (1) 平成28年熊本地震からの復興【継続】                   | 9  |
| (2) 東日本大震災からの復興                          | 9  |
| ① 東日本大震災からの震災復興の推進【継続】                   | 9  |
| ② 原子力発電所事故の風評被害の払拭に向けた取組み【継続】            | 9  |
| ③ 東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定期間の延長【継続】        | 10 |

|   |    |
|---|----|
| Ⅲ 安全・安心のための消費者との連携強化.....                   | 10 |
| 1 国産農畜産物消費に向けた農業への国民理解の促進【継続】 .....         | 10 |
| 2 医 - 福 - 食 - 農の連携【新規】 .....                | 10 |
| 3 原料原産地表示の確実な実施（消費者が選択できる体制の整備）【継続】 .....   | 10 |
| 4 消費者の信頼獲得のための輸入品検査基準・体制の強化【継続】 .....       | 11 |
| Ⅳ 地方創生の実現に向けた省庁横断的な地域政策の実施.....             | 11 |
| 1 農村地域活性化のための取組み.....                       | 11 |
| (1) 地域資源活用型農業の振興【継続・新規】 .....               | 11 |
| ① エネルギーの地産地消.....                           | 11 |
| ② 有畜複合農業（耕畜連携）の取組みの促進【継続・新規】 .....          | 11 |
| (2) 夢のある地域・農村づくり【継続・新規】 .....               | 11 |
| 2 農の公益機能の位置付け明確化－農業・農村は国民共有の財産－【継続】 .....   | 12 |
| 3 日本型直接支払制度の的確な実施【継続】 .....                 | 12 |
| 4 都市農業振興基本法による都市農業の振興【継続】 .....             | 12 |
| 5 地域特性を活かした農業振興 .....                       | 12 |
| (1) 鳥獣被害予防対策【継続・新規】 .....                   | 12 |
| (2) 離島における農業振興【継続】 .....                    | 12 |
| (3) 人口減に対応するための機械の開発・導入【新規】 .....           | 12 |
| Ⅴ 経営所得安定対策と営農類型別施策の的確な実施.....               | 13 |
| 1 収入保険制度について .....                          | 13 |
| (1) 担当者の確保、組織体制の整備【新規】 .....                | 13 |
| (2) 個人情報保護等の情報取扱ルール、コンプライアンス遵守の徹底【新規】 ..... | 13 |
| (3) 提出書類・手続きの簡素化【継続】 .....                  | 13 |
| (4) 制度運用に必要な統計データ等の整備【新規】 .....             | 13 |
| 2 営農類型別施策 .....                             | 13 |
| (1) 耕種に関する対策.....                           | 13 |
| ① ナラシ対策のナラシ対策の「標準的収入」の仕組みの改正【継続】 .....      | 13 |
| ② 所得向上のためのコスト低減対策について【継続】 .....             | 13 |
| ③ 戦略作物（麦・大豆・飼料用作物等）の生産振興について【継続】 .....      | 14 |
| ④ 水田作に関する対策【継続・新規】 .....                    | 14 |
| ⑤ 畑作に関する対策【継続・新規】 .....                     | 14 |
| ⑥ 露地野菜作に関する対策【継続】 .....                     | 14 |
| ⑦ 施設園芸に関する対策【新規】 .....                      | 14 |
| ⑧ 果樹作・花きに関する対策【継続】 .....                    | 15 |
| (2) 酪農・畜産に関する対策.....                        | 15 |
| ① 糞尿処理の対策【新規】 .....                         | 15 |
| ② 配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】 .....     | 15 |
| ③ 自給飼料基盤の構築【継続】 .....                       | 15 |
| ④ 安全性の確保、過剰対策・需給調整について【新規】 .....            | 15 |
| ⑤ 乳用後継牛・肥育素牛の需給の安定について【新規】 .....            | 15 |
| ⑥ 養豚に関する対策【新規】 .....                        | 16 |
| ⑦ 採卵鶏・ブロイラーに関する対策【新規】 .....                 | 16 |

# 農業の成長産業化と地方創生に向けた プロ農業経営者からの提言

## はじめに

日本農業法人協会は、農業を「農地・水・空気などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、我が国農業経営の先駆者たるプロ農業経営者として、国民への食料供給の責務を果たし、地方創生をも牽引していくという自覚を持ち、経営革新に努めている。

農業は自然条件によって生産量ひいては収入が大きく左右され、生産サイクルが季節と密接に関連していることや貯蔵性が乏しいことなど、他産業とは異なる特殊な産業である。

また、日本が少子高齢化社会と呼ばれるようになって久しいが、農村でも農業従事者の高齢化が進んでおり、次世代を担う後継者の不足による担い手の減少は、耕作放棄地の増加を招くという農業・農村の持続を脅かす問題に繋がっている。

特に、平成 27 年 3 月に策定された食料・農業・農村基本計画においては、近年 40%前後で推移している食料自給率（カロリーベース）を 50%へ向上させることを目標に設定しているが、日本農業の根幹を担う中山間地域では生産条件が厳しいため、生産量維持にも苦慮している状況である。

さらに、平成 29 年 1 月には大筋合意された TPP（環太平洋パートナーシップ）協定からアメリカ合衆国が離脱を表明するなど、現在の農業を取り巻く環境は日々目まぐるしい変化をしている。

このような状況のなか、政府・与党は日本再興戦略等において農業を成長産業と位置付け、生産性の向上、6次産業化、輸出拡大、農業法人5万法人とすることを政策目標として掲げ、平成 28 年 11 月には農業者が自由に経営展開できる環境の整備や農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決することを目的とした農業競争力強化プログラムの策定をはじめ、様々な施策の検討及び実行を進めている。

日本農業をめぐる状況が厳しさを増す中で、我が国農業の競争力強化や食料自給率向上の実現に向けて、農業者の努力だけでは解決できない構造的な課題の解決に向け、日本農業法人協会として以下のとおり政策に関する提言を行う。

# 重点提言

日本農業法人協会は、我が国農業の競争力強化や持続的な発展、食料自給率目標の達成に向けて、以下の6項目を特に重点的に対応すべき政策課題として提言する。

## 提言1 法人化の加速と農業法人の経営力強化

- 「未来投資戦略 2017」における法人経営体数を5万法人とする目標の達成に向けて、法人化を加速させるため、各都道府県の法人経営支援体制を整備・強化。
- 特に、経営計画の策定や経営管理の強化などを総合的に支援できるよう、各都道府県拠点において、具体的なアドバイス・支援をワンストップでサポートができる専門的な人材の配置や商工会・商工会議所との連携を促進。
- 当協会としても、農業者向けのよろず相談窓口である「農業経営支援ネットワーク」の取組みを強化するとともに、各都道府県の農業法人組織が都道府県拠点で中心的な役割を果たせるよう連携体制を整備。

## 提言2 農業労働力不足の解消

- 国家戦略特区における農業分野での外国人材受入れを実現し、それを取っかかりとして、全国の農業法人が優秀な外国人材を継続的に雇用できる制度を構築。
- GAPの活用等により雇用就農者の育成を強化するとともに、他産業の人材を農業法人の即戦力として採用する人材マッチングの取組みを推進。
- 当協会としても、農業団体等で構成する「農業労働力支援協議会」の活動を通じて、農業界全体の問題解決のために先頭に立って取り組む。

## 提言3 農産物流通の抜本的改革

- 新たに制定された「農業競争力強化支援法」に基づき、関連する規制・規格の見直しや業界再編等を進め、農業者が流通コストを削減できる環境を整備。
- 特に、卸売市場に関する規制については、今の時代に必要な規制かをゼロベースで見直すとともに、生産者が一方的に手数料を負担する現在の仕組みを改め、生産者と実需者（買受人）が手数料を折半で負担するなど、農業の競争力強化に資する市場へ転換。
- 公正取引委員会等の関係省庁が連携して、食品スーパーの過当競争による農産物の買い叩きや施設利用料（センターフィー）の問題への対応を強化。

#### **提言 4 時代の変化に対応した農地制度への見直し**

- 今後、所有者不明の農地増加や、農地の受け手である担い手が不足する地域が増加することが見込まれる中で、農地制度はこれまで以上に担い手のニーズに即して、受け手が利用しやすい制度とすることが必要。
- 特に、土地改良法改正で創設される農地中間管理機構の仕組みを活用した基盤整備事業については、各都道府県ごとに面積要件を定めるなど、担い手の意向が反映されるよう柔軟な運用を行う。
- 施設園芸におけるロボット導入に対応したハウス内を全面コンクリート舗装した農地の転用の取扱いや、農地の上で太陽光発電事業を行う際の一時転用の取扱いなど、新たな農地利用の形態に即した制度への見直しが必要。

#### **提言 5 農業資材の安定調達の実現**

- 新たに制定された「農業競争力強化支援法」に基づき、関連する規制・規格の見直しや業界再編等を進め、農業者が資材コストを削減できる環境を整備。
- 特に、肥料・農薬・配合飼料に関する規制については、安全性を確保しつつ、農業の競争力強化に資する合理的な規制へ見直し。
- 世界規模での農薬・種子メジャーの再編が進む中で、我が国が戦略物資である種子や種畜を安定的に確保することができるよう、官民が連携して国家戦略を確立。

#### **提言 6 新時代の骨太な農政の確立**

- これまでの農政改革によって、農業経営者が自由な経営展開を行える環境が整備されてきたが、今後もこの改革の流れを止めてはならない。
- 加えて、農業法人は、国際水準のGAPへの対応など新時代の農業者への要請に先んじて取り組むことが期待されると同時に、地域の一員として農業・農村を次世代に継承していくという責任を果たしていかなければならない。
- 当協会としても、昨年度に続く「次世代農業サミット」の開催などを通じて、このような農業法人への期待に応え、責任を果たせる人材を育成し、新時代の農政の確立へ積極的に貢献していく。

# I 法人化・経営支援の体制整備・強化

## 1 農業法人化推進等の体制強化

### (1) 農業法人化推進等の体制強化【新規】

都道府県段階において法人化推進体制が整備され、セミナー・研修会の開催や相談窓口の設置を実施している。今後、国が目標とする5万法人の育成・確保を達成するためには、法人化等をサポート出来る専門的な人材による具体的なアドバイスや支援といったコンサルティング機能をワンストップで提供できる推進体制とするべきである。

なお、経営の質の向上支援が重要であるという観点から、専門的な人材は人材育成や金融等にも知見があり、農業者からの相談を待つのではなく積極的に現地へ足を運ぶことができる者が望ましい。

また、経営の大規模化や多角化が進んできており、必要な資金ニーズも日々変化をしていることから、資金調達面においては制度資金の要件緩和や拡充などについても検討を行う必要がある。

### (2) 認定農業者制度の見直し【継続】

#### ① 認定農業者制度の再認定基準の厳格化【継続】

食料・農業・農村基本計画において、効率的かつ安定的な農業経営として認定農業者等が位置付けられている。この認定農業者には、自立した経営や人材・後継者育成、地域貢献等を適切に行う経営体を認定していく必要がある。そのため、認定農業者については、農業経営改善計画の更新時に財務内容を要件とするとともに、経営意欲や技術力、人材育成、地域貢献等の目標を追加し、「新たな農業経営指標」を活用した効果的な経営発展を促す仕組みに見直すことで、経営感覚に優れた担い手を再認定するように基準を厳格化すること。

#### ② 都道府県・市町村域を超えた認定制度創設【継続】

経営規模の拡大や農場の分散により、市町村や都道府県域を越えて事業を行う農業経営者は今後も増加していくことが見込まれる。そのため、市町村単位の認定農業者制度に加え、都道府県認定や国認定などの制度を新設し、農地の賃貸借手続き等を円滑に行える仕組みが必要である。

## 2 次世代を担う人材の育成及び労働力の確保

### (1) 農業経営の核となる人材の育成【新規】

次世代を担う人材の育成においては、「経営感覚の醸成」という着眼点が非常に重要である。農業大学校等でも経営感覚に着目したカリキュラムを設定し、就農後、総合的に活躍できる人材を育成する必要がある。その際、教育現場と農業現場の連携を強化することで、より実のある教育ができるを考える。

また、農の雇用事業は農業法人経営の現場を体験できる有意義な仕組みであるが、生産技術に加えて経営力を習得するためには支援期間が短い。研修期間の延長を検討するとともに、経理・販売等の専門的な項目については受入れ先以外でも研修を行えるようにするなど、制度を見直すこと。

さらに、女性や後継者候補の経営参画を促進させるためには、経営者の意識を改める必要がある。夫婦や後継者同伴を前提としたセミナーなど、経営者のみでなく、女性従事者、後継者候補が参加できる経営者教育の機会を増やすべきである。

## **(2) スキルアップのための農業資格制度の創設【新規】**

農業界においては、スキルアップのために資格を取得してキャリア形成を図るという考え方が十分に浸透していないため、技能資格制度を導入することにより農業者のスキル向上・キャリア形成を促すことが重要である。その際、資格取得のための実習・試験は農業大学校等を積極的に活用し、資格取得後のフォローアップ方法についても検討すること。

また、新規就農者にはそれ相当の技術レベルや経営力が求められることから、日本版農業マイスター制度を整備するなど、確かな経営力を持つ農業者を育成・確保することが求められる。

## **(3) 経営を支える労働力の確保と環境整備【新規】**

特別な技能や知識、体力等を有する人材だけでなく、女性や高齢者、障がい者を含め、様々な労働力の活用があることは農業分野の強みである。これらの多様な人材を受入れることが労働力の確保に繋がるため、子育てや介護との両立等、働きやすい環境整備が重要であることから、労働者の短期派遣を含めた規制の見直しや基準の緩和等について、厚生労働省とも連携して検討をすること。あわせて、GAPの活用等により雇用就農者の育成を強化するとともに、若年層に対し農業の魅力を発信し、他産業からの転職者も含め新規就農者を増加させる取組みを加速化させること。

なお、人材の確保については公的職業訓練等との連携も重要であるため、省庁間での調整をより積極的に行い、農業労働力不足の早期解決を求める。

## **(4) 国際社会の中での外国人材の活用【新規】**

国際化が進展する中で、日本の農業分野においても外国人材の活用をさらに進める必要がある。そのため、国家戦略特区における農業分野での外国人材受入れを実現した後、全国の農業法人が優秀な外国人材を継続的に雇用できる制度を構築すること。なお、外国人材は生活者としての側面も持つことから、生活支援体制の整備も必要である。

また、外国人材に対する不誠実な対応が行われないよう、規制・監視を強化すること。

# **3 先端技術の導入による経営力向上**

## **(1) ICT技術の規格標準化【新規】**

ICT等の積極活用は、コスト削減ならびに労働生産性向上に対し極めて有効であるが、現状はメーカーで規格が異なるため互換性がないことから、現場にうまく適合していないように思われる。ICT普及を加速化するためには、規格の標準化を進める必要がある。

当協会も参画する、産官学連携による農業データ連携基盤（データプラットフォーム）構築の取組み等が、生産現場での利活用の促進に繋がることが期待される。



## **(2) 現場で使える技術の研究開発【新規】**

タブレット等を用いた生産管理は即座に記録するという部分で優れているものの、圃場で作業しながらの記録が難しい。音声入力を用いた作業内容記録のシステムを開発するなど、技術開発に現場の声をより反映させるとともに、技術や取得したデータ活用方法についての研修会等を開催する等、新技術の普及に向けた取組みも重要である。

## **(3) 高度な経営管理を行う経営者に対する機動的な出融資【継続】**

I C T等先端技術を活用して高度な経営管理を行う農業法人に対しては、その経営能力や事業性を金融機関が適正に評価し、機動的に出融資する仕組みを構築すること。

また、先端技術の導入や、それに合わせて急激に規模拡大した場合等は投資先行になり運転資金不足が生じやすいため、金融機関には柔軟な対応をお願いしたい。

## **(4) 生産工程管理の高度化【新規】**

G A P等の認証取得には非常に多くの手順を経る必要があり、現状は紙媒体で管理することが多く非常に煩雑で、農業現場の実態に即しているとは言い難い。国際化が進む今後、工程管理や衛生管理の高度化に対応できるシステム開発も急務である。

また、国際水準のG A Pへの対応など、新時代の農業者への要請に取り組むため、高いレベルで指導ができる体制の強化や取得・更新に必要な費用負担の軽減など、支援策を強化すること。

# **II 農業法人が力を発揮できる経営環境の整備**

## **1 生産資材コスト引下げ、安定確保等に向けた取組み**

### **(1) 資材に関するイノベーションの促進【継続・新規】**

農薬・肥料等の適正施用や堆肥を有効利用した耕畜連携など、資材利用の削減に資する技術開発を重点的に推進すること。特に、堆肥を利用した土作りを適切に行うことは化学肥料の投入量減少に大きく貢献する。土作りに必要となる基礎データ収集や検査体制整備が重要である。

また、農業機械・施設についても、農業法人とベンチャー企業、研究機関等が連携し、価格面・機能面で農業の競争力向上に資する開発を促進すること。なお、研究開発においては、オープンイノベーションを促進すること。

### **(2) 生産資材価格引下げの実現【継続・新規】**

諸外国の資材価格を調査・公表し、同等水準への価格引下げを早期に実現すること。その際、資材ごとに価格引下げ目標（K P I）を設定し、フォローアップする仕組みを構築するべきである。

農業機械に関しては耐久性目標を設定し、大規模生産者が求める「低価格高耐久型」農機を開発すること。また、部品の供給年限を30年とし、機械の故障へ即座に対応できる体制を整備すること。

### **(3) 自由に資材調達できる環境・構造の実現【継続】**

全国の資材価格を比較（見える化）し、資材を安く購入できる仕組みを整備し、利用が普及するよう取組むこと。その際、自由な資材調達（資材メーカーからの直接購入など）を阻害する行為に対する監視を強化する必要がある。

あわせて、資材流通における多段階構造を見直し、流通段階での非効率を改革する取組みを推進すること。

### **(4) 種子・種畜・種苗・農薬の安定的な確保に向けた国家戦略の確立【継続・新規】**

世界規模での農薬・種子メジャーの再編が進む中で、安定的な資材調達を中長期的に実現するための国家戦略を確立すること。また、国産の種畜や種苗の研究開発を促進させるとともにブランド戦略を強化し、国産種苗等の特許を守るための体制も構築すること。

## **2 新たな時代に対応した市場制度・流通改革**

### **(1) 卸売市場制度の改革【継続】**

現在の無条件委託による市場出荷を中心とした流通構造のもとでは、強大化している川下のバイイングパワーへの対応が難しい。そのため、農業者が生産物を再生産可能な価格で取引できる仕組みとするべきである。生産者と実需者（買受人）が手数料を折半で負担する仕組みなどの改革を促進するとともに、市場出荷奨励金の水準や受取金の使途が農業者にも確認できるよう情報開示し、公正取引委員会等の関係省庁が連携して、食品スーパーの過当競争による農産物の買い叩きや施設利用料（センターフィー）の問題への対応を強化すること。

また、農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についても、それぞれの流通ルートに即した合理的なものに見直す（規格の簡素化）など、流通制度の抜本的な改革を行うこと。なお、青果専門業態などの小売業等に対しても、農産物の集荷・分配施設として活用できるように、卸売市場機能の運用改善を図る必要がある。

### **(2) 新たな農産物流通の仕組みの構築【継続・新規】**

ICTを活用した新たな民間流通の取組みを支援し、共同配送等の効率化によるコスト削減や、農業者等へトラックの積載情報開示に向けた取組みを推進すること。あわせて、荷役の時間短縮や労力削減のために荷物の自動仕分けシステムを開発し、広く普及を図ること。

## **3 国家戦略としての輸出対策**

### **(1) 海外事業展開に必要な輸出体制の整備【継続・新規】**

販売チャネルの一つとして海外に目を向けるのは経営にとって有用である。日本国産の安全・安心で高品質のものを海外の人に食べてもらうという観点で輸出を促進するとともに、生産者の所得最大化のために低コストで輸出できる体制を整備すること。

### **(2) 輸出拠点の整備【継続】**

国内外の主要空港・港湾地区に総合的な物流拠点を整備するとともに、輸出先国の検

疫や各種手続き等の問い合わせに一括して対応できるワンストップ支援体制を構築すること。

### **(3) 日本産農畜産物の海外プロモーションの促進【継続・新規】**

輸出機会創出のため、海外に常設の売り場を設ける等、日本産農畜産物の海外における日本産ブランドとしての統一プロモーション・販売を強力に促進すること。

### **(4) 輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続・新規】**

日本産農畜産物の輸出拡大を行う際にあたり障壁となっている原発事故等による輸入規制については、科学的な知見に基づき早期解除を行うよう働きかけを強化すること。また、新たな海外マーケット開拓に向けて動植物検疫協議を積極的に進め、輸出検疫体制の充実や手続きの簡素化、代行業務等について検討すること。

## **4 農地集積の加速化と農地集積が一体となった基盤整備の実施**

### **(1) 農地集積の加速化【継続・新規】**

農地中間管理事業が開始されて3年が経過し、農地の賃貸借には一定の成果が認められた。ただし、更なる農地の集約を加速化させるには地域に配置されたコーディネーターが積極的に地域の話し合いの場を設けるなど、受け手と出し手を結びつける必要があるため、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携して取組みを行うこと。

また、現在の土地改良制度のもとでは、農地の地権者もしくは耕作者が土地改良区の組合員とされている。しかし、担い手への農地集積が進む中で、地権者を組合員とすると相続による不在地主の増加で賦課金の未納リスクが高まり、一方で、耕作者を組合員とすると耕作者の負担が大きい。さらに、農地中間管理事業が進むことで土地改良区の組合員資格者減少が想定され、将来的には土地改良区の運営基盤弱体化が懸念される。そのため、土地改良区における組合員のあり方について検討が必要である。

### **(2) 農地集約にあわせた基盤整備の実施【継続・新規】**

担い手への農地集積と基盤整備を一体的に進めることにあわせて大区画化する等、生産効率向上のための農地最適化を図る取組みを促進すること。

一方で、作物によっては、ある程度の傾斜がある方が効率的に営農できるようなケースもある。基盤整備は、利用者の意向を踏まえた上で、全国一律ではなく地域の実情に応じた柔軟な方法で実施できることが必要である。

また、今般の土地改良法の改正により、農地中間管理事業を活用することで、基盤整備における農業者の費用負担が軽減される事業が導入されるが、全国一律の面積要件では必ずしも地域の実態に沿わず、事業実施に至らないケースが想定される。そのため、事業に必要な面積要件を国ではなく各都道府県ごとに定めるなど、地域の担い手の意見が反映されるよう柔軟な運用を行うこと。

さらに、用排水施設や灌漑設備については、担い手の自力施工による圃場の区画拡大等の整備を行う取組みを促進し、基盤整備の施工費低減にも努めること。

### **(3) 故人が所有者である農地の賃貸借契約等手続きの簡素化【継続】**

故人が所有者となっている農地の賃貸借契約等には多大な労力とコストがかかることから、農地の集約に支障を来している。このような農地の利用権設定等の手続きを簡便に行えるようにすること。

### **(4) 再生産可能な地代の設定【継続】**

農地中間管理機構が設定する地代や賃貸借期間は、受け手の経営に大きな影響を与える事項である。地代設定にあたっては、公的な組織である農地中間管理機構が決める地代が地域の標準的なものとなる可能性が高いため、地代の算出根拠などに透明性を持たせるとともに、受け手の意見に配慮した上で再生産可能となる適切な水準の地代に設定すること。

なお、現在の地代について一部地域ではその年の農協が公表する米の概算金をベースとした地代設定（1俵/反など）や、物納など農産物販売価格と連動した運用を行っている地域もある。こうした地域の実情を勘案し、農産物販売価格と連動した地代設定も柔軟に実施するべきである。

## **5 震災復興と災害対策の充実**

### **(1) 平成 28 年熊本地震からの復興【継続】**

農地などの生産基盤や農業用ダム、畜舎などの農業施設をはじめ、集出荷施設や市場なども大きな被害を受けたが、被災した農業者は経営意欲を持ち続けて早期復旧に向けて取組んでいる。

被災農地復旧にあわせた大区画化、地域営農組織など担い手への農地集積の加速化、農産物のグローバルなブランド化など、農業者の更なる所得向上に繋がる創造的復興への取組みを推進すること。

### **(2) 東日本大震災からの復興**

#### **① 東日本大震災からの震災復興の推進【継続】**

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、復興期間の復旧・復興事業に必要な財源を確実に確保すること。被災地農業の再生に向けて平成 30 年度までの農地・農業用施設復旧完了を目指し、農地の大区画化・利用集積等についても推進すること。

#### **② 原子力発電所事故の風評被害の払拭に向けた取組み【継続】**

東日本大震災に伴う原子力発電所事故の風評被害はまだまだ継続しており、被災地産の食品購入を躊躇う消費者が一定程度存在している。そのため、安全性に関する正しい知識の啓蒙や情報発信を行うなど、被害の早期解消に向けて継続的な対策を行うこと。

また、韓国や台湾を中心とした諸外国においても日本産農産物・食品の輸入規制を維持・強化がされた状況が続いていることから、規制撤廃交渉を強化すること。

### ③ 東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定期間の延長【継続】

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により、債権の買取り等を通じて震災の影響により過大な債務を負っている事業者の方々の負担を軽減しつつ、その被災地域での再生を支援する（いわゆる二重ローンの解消）取り組みがなされてきた。

平成 28 年 12 月には従来 of 支援決定期間を平成 30 年 2 月まで 1 年間延長をしているが、風評被害はいまだ解消されておらず、先行きも不透明な状況下では合理的で実現可能性が高いと認められる計画の策定が困難な場合があることから、支援決定期間を再度延長する等の柔軟な対応を行うこと。

## Ⅲ 安全・安心のための消費者との連携強化

### 1 国産農畜産物消費に向けた農業への国民理解の促進【継続】

国産農畜産物の消費増大には、国民に農業の必要性や重要性を説く必要がある。国内農業が衰退した場合、国土保全・水源涵養・自然景観保全など、金銭には繋がらない様々な公益機能を発揮している農地の荒廃が進むことが懸念され、食料の安定供給も脅かされることになる。

このことを国民に広く知ってもらうためには幼少期からの教育が非常に重要であるため、学校のカリキュラムに「農育」を追加する。なお、農業体験機会の創出と共に教員に対しても農業教育を行うことで、より効果のある食育を含めた農業教育ができるものと考えられるため、農林水産省と文部科学省の連携を強化し早期に実現すること。

### 2 医 - 福 - 食 - 農の連携【新規】

日本の高齢者人口は今後も増加することが見込まれる中、医療・福祉分野が更に重要性を増すことが予想される。機能性食品や介護食品の開発・普及、薬用作物の国内生産拡大、障がい者等の就農支援など「医療」「福祉」と「食料」「農業」が連携した取組みを推進することで、消費者との連携を強固にしていくことが必要である。そのため、一般的な農産物に十分量含まれる成分については、公的な試験研究機関等において健康増進に有用な成分であるかの評価を行い、生産現場においては対象成分の含有量が減少しないような生産管理にのみ注力できる体制とすることが求められる。

### 3 原料原産地表示の確実な実施（消費者が選択できる体制の整備）【継続】

輸入農畜産物との競合の際は価格が消費者選択の一つの大きな要因となり、現状では輸入農畜産物が国産農畜産物より低価格であるため、価格の面で消費者に訴えることは難しいが、国産農畜産物の「安全・安心」を売りに出すことで消費者に選択してもらえる可能性が高まる。

消費者からの食の安全・安心に対するニーズに応え、農業関連業界と連携して全ての加工食品だけでなく、外食・中食等についても消費者の選択に資する原料原産地表示へ取組むとともに、適正かつ国産農畜産物を使用していることがわかりやすい表示とすること。なお、複数の原材料を使用している食品や、原料輸入国が時期等により変遷する場合など表示が困難である場合は、QRコードを活用した表示により対応することも検討する必要がある。

#### 4 消費者の信頼獲得のための輸入品検査基準・体制の強化【継続】

食の安全・安心に対する消費者の関心は高く、それに応えるべく輸入農畜産物の安全性評価の強化が求められている。過去、輸入農産物を使用した加工食品の残留農薬問題があったが、今後このようなことがあると食の安全・安心について消費者の期待に応えているとは言い難い。消費者の信頼に応えるため、輸入品の遺伝子組換え、残留農薬、食品添加物、セシウム等の検査基準・体制を強化すること。

### IV 地方創生の実現に向けた省庁横断的な地域政策の実施

#### 1 農村地域活性化のための取組み

##### (1) 地域資源活用型農業の振興【継続・新規】

###### ① エネルギーの地産地消

現在の農業において農業機械等の活用は必須であり、化石燃料なしでの農業生産は成立しない。しかしながら化石燃料は有限資源であるため、持続可能な農業・社会を形成するためには循環型農業のあり方を見直し、地域で資源を循環できる体制を構築する必要がある。農業者が薪や家畜の糞尿を活用したバイオマス、太陽光、天然ガスといった地域の資源を有効に活用した農業を再構築するため、大規模化が進んだ現代型農業に適応できるような新技術開発を促進し、自ら使うエネルギーを生産・消費（エネルギーの地産地消）するような仕組みを推進すること。

###### ② 有畜複合農業（耕畜連携）の取組みの促進【継続・新規】

耕畜連携による地域資源の活用についても、取組みを一層加速させる必要がある。エサの供給という観点からは、飼料用米を含めWCSやその他地域の飼料化作物への支援策も拡充し、需給バランスのとれた地域資源の活用を検討すること。その際、畜産法人と土地利用型法人同士が直接取引を行う仕組みの支援とともに、間に飼料メーカー等が入る物流システムについても安定的・長期的に行える仕組みを構築すること。

また、畜産の環境負担軽減の観点からも、糞尿の有効活用により環境負荷の軽減に繋げていく必要がある。

##### (2) 夢のある地域・農村づくり【継続・新規】

直売所など農業法人等が行う事業が農村活性化、地方創生につながっており、今後はさらにインバウンド需要も取込む必要がある。そのため、農泊等の観光とも関連する取組みや事業への農業法人の参画を促進、特に行政、地域住民、農業法人が一体となった取組みを推進する必要がある。エネルギーの地産地消とインバウンド需要の取込みが、夢のある地域・農村づくりを大きく前進させる。

なお、地方創生の取組みは農林水産省が所管する産業だけでは成立しないため、経済産業省といった他省庁と連携して施策を実施すること。あわせて、「農村復興庁」の新設について検討を行うこと。

## **2 農の公益機能の位置付け明確化 ―農業・農村は国民共有の財産―【継続】**

農業・農村の持つ公益機能（国土保全・水源涵養・自然景観保全等）を国民共有の財産として位置付けることが重要である一方、特に中山間地域においては過疎化進行により公益機能の維持が困難になっている。中山間地域等を維持するための地域政策については、若者をいかに定着させ地域集約や文化を保全していくかという視点を考慮した政策を実施すること。

## **3 日本型直接支払制度の的確な実施【継続】**

農の公益機能維持のため、日本型直接支払いを的確かつ安定的に実施する必要があるが、制度の運用にあたっては報告書を簡素化する等、現場の実態に合わせてより使いやすいものとなるよう改善を図ること。

また、基盤整備が不可能な山間地の急傾斜地を有効活用するための新たな政策の検討が必要である。

## **4 都市農業振興基本法による都市農業の振興【継続】**

平成 27 年 4 月に制定された都市農業振興基本法は、都市の的確な土地利用計画の策定や必要な税制上の措置を実施すべきことを基本的施策として提示しており、平成 28 年 5 月には都市農業基本計画が策定された。こうした施策については、市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等について、緑地を保全すべき土地として明確に位置付け、規制と振興策の両面からその対策を講じることが必要である。

## **5 地域特性を活かした農業振興**

### **(1) 鳥獣被害予防対策【継続・新規】**

特に中山間地の場合は鳥獣被害が切り離せない問題であるため、被害の防止に繋がる新技術の開発を進めること。なお、鳥獣被害予防対策の実施は継続して取り組むことが重要であるため、地域一体となった管理を推進する必要がある。

また、捕獲した鳥獣の資源活用を推進するにあたっては、鳥獣の屠畜・加工処理・販売の許認可が必要であり、一農業法人が取り組むことは困難である。そのため、処理施設の建造は農業法人等と行政が連携して実施するべきである。

### **(2) 離島における農業振興【継続】**

離島は、食料の安定供給のほか、国土や排他的経済水域など重要領域の確保・保全、海洋資源の利用、自然環境の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場の提供など、多様で重要な役割を担っている。離島の主要産業は第一次産業であり、特に農業は土地を守る産業であることから、今後一層の基盤強化が必要である。

離島の農業振興のため、地域特性に合った農産物の育種・改良の更なる促進や、島内の飼料化作物等を利用した地域循環型農業の構築のために必要なエコフィードの取り組み等を推進すること。

### **(3) 人口減に対応するための機械の開発・導入【新規】**

特に中山間地域においては、高齢化や若者の流出が問題となっている。法面の草刈り

に代表される農地の維持は力と体力を要するため、地域住民だけで行うことが難しいことから、これまで人的作業に依存していた部分を農業機械・ロボットに代替させることで対応する必要がある。そのため、農地維持作業等に使える機械・ロボットの開発を進め、広く導入を推進すること。

## V 経営所得安定対策と営農類型別施策の的確な実施

### 1 収入保険制度について

収入保険制度を安定的かつ円滑に運用するには、適切な制度設計とともにそれを担保する運用体制の整備が不可欠である。また、事業運営に必要な加入者数の確保に向け、加入当初から農業者のリスクに応じた等級を設定した上で、適正な保険料率とするなどの検討も必要となる。

#### (1) 担当者の確保、組織体制の整備【新規】

高度な事務や適切な業務遂行のための人材を確保し、組織体制を整備すること。

#### (2) 個人情報保護等の情報取扱ルール、コンプライアンス遵守の徹底【新規】

経営の根幹に関わる重要情報が含まれる書類や経営データを保険加入時等に提出する必要があるが、その取扱いや管理においては厳正な取扱いルールとコンプライアンス遵守を徹底すること。

#### (3) 提出書類・手続きの簡素化【継続】

提出書類は必要最小限のものにとどめるとともに、財務諸表等の作成や経営管理等で使用しているデータを活用して作成できるものとする。

#### (4) 制度運用に必要な統計データ等の整備【新規】

収入保険制度の適切な運用のために必要な統計や価格データに関しては、それらのデータを整備できるよう、統計部署とも連携しながらデータ精度の向上を図ること。

### 2 営農類型別施策

#### (1) 耕種に関する対策

##### ① ナラシ対策のナラシ対策の「標準的収入」の仕組みの改正【継続】

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、一部の都道府県を除き、「標準的収入額」は、県下一律の金額が設定される。しかし、中山間地域などは十分な収量を確保することが困難であり、実態として「標準的収入額」と開きがあると認識している。例えば、収入保険制度で集計した決算書類等の数値を活用し、中山間地域を配慮した2本立ての「標準的収入額」を設定するなど、地域の実態に併せた仕組みを検討することが必要である。また、標準的収入が下がり続けた場合コスト割れする可能性があることから、再生産を可能にする仕組みの構築が必要である。

##### ② 所得向上のためのコスト低減対策について【継続】

コスト低減に取組み所得を向上させることは、安定的な経営を行うことに寄与す



る。例えば散布する農薬量を減らし、同時に減農薬米として付加価値を付けて販売する等の努力はしているものの、我々生産者が出来ることには限界がある。

特に固定経費（借地料、水利費等）については負担が大きい一方、我々の努力でコスト低減できるものではない。地代の算出根拠などに透明性を持たせるとともに、受け手の意見に配慮した上で再生産可能となる適切な水準の地代に設定すること。水利費についても、現在の販売価格等を勘案して見直す必要がある。

### ③ 戦略作物（麦・大豆・飼料用作物等）の生産振興について【継続】

これまで取り組んできた戦略作物による水田の有効活用については、食料自給率の維持、向上及び国土の保全にも役立つものである。

今後も、食料・農業・農村基本計画に定められている生産振興対策を着実に実行するため、生産者が安定した生産活動が行えるよう十分な対策を継続して行う必要がある。また、保管・流通段階における対策をさらに充実させ、実需者への負担軽減対策もあわせて行うことで、戦略作物の生産振興を図ることが必要である。

### ④ 水田作に関する対策【継続・新規】

食料・農業・農村基本計画に定められている生産振興対策（水田の有効活用）を着実に実行するため、水田活用の直接支払交付金制度を継続すること。さらに、保管・流通段階における対策をさらに充実させ、実需者への負担軽減対策もあわせて行うことで、戦略作物の生産振興を図ること。なお、飼料用米の保管については、カントリーエレベーターを利用する等の取組みのほか、離農した農業者の倉庫や畜舎の再利用を検討することが必要である。

なお、平成30年産以降の米生産においては、国からの生産数量目標配分がなくなるが、不要な混乱を来たさぬよう正確な情報発信を行うこと。

### ⑤ 畑作に関する対策【継続・新規】

国内生産の振興や耕作放棄地の活用により中山間地域を活性化させるため、医福食農連携にも関連する薬用作物等を生産する農業者の経営所得安定対策を構築し、安定した生産が行える基盤を整備すること。

また、健康志向等を理由に需要が増加しているはだか麦等は、供給量が不足して消費者に十分行き届いていないため、生産量増加に繋がる対策を検討すること。

### ⑥ 露地野菜作に関する対策【継続】

野菜価格安定制度の対象品目を拡大させること。また、制度の運用方法については、生産・出荷の安定と消費者への安定供給を維持するために有効活用されるよう、継続して見直しを行うこと。

### ⑦ 施設園芸に関する対策【新規】

今後は競争力強化や生産性向上に向けた次世代型園芸施設等の普及が見込まれ、農地上での太陽光発電事業や、ロボットやICT等の最先端技術を導入するにあたりハウスの圃場を全面コンクリート舗装するケースが増えることが想定されるため、農地

として見なせる範囲の拡大を検討すること。

### ⑧ 果樹作・花きに関する対策【継続】

果樹は未収穫期間等が長期に及び、手作業が中心の労働集約型であることから、きめ細やかな支援措置を継続すること。

花きの生産量拡大に向けて、コストに占める割合の高い燃料費等の削減が図られる技術開発を推進するとともに、国産シェア拡大に向けた需要喚起を強力に進めること。また、輸出促進という観点からも果樹の産地間連携を推進し、周年供給体制を整備することが必要である。

## (2) 酪農・畜産に関する対策

### ① 糞尿処理の対策【新規】

糞尿処理には多額の費用が掛かり、畜産経営にとっては経営圧迫要因となっている。消費者に安心・安全でおいしい国産畜産物を安定供給するため、畜産業が長期にわたり継続できるような体制づくりが必要であることから、革新的な糞尿処理の技術開発を行うこと。

### ② 配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】

近年の飼料価格の高騰・高止まりの影響により、各配合飼料安定基金は大幅な債務超過に陥るなど、制度の継続に大きな支障が生じている。飼料用米の需給マッチング、耕畜連携の推進策など、長期的な視点に立って既存の畜種別の経営安定対策の抜本的な見直しを含む制度の改正を行うべきである。

### ③ 自給飼料基盤の構築【継続】

飼料生産の基盤を整備するためには、飼料用米だけに特化するのではなく、実需と結びついたWCSや飼料用作物（子実トウモロコシなど）への支援策も拡充し、需給バランスのとれた生産・供給体制を整備することが必要である。

特にWCSの場合、数量の計量が困難であることを理由として、飼料用米の数量払いの対象外となっている。しかし、実需と密接に結び付いた取組みであるWCSは、産地交付金の加工用米の複数年契約と同じように長期契約に基づく生産・販売を行っている場合には、飼料用米と同等の支援が受けられるなど、政策的な支援を行うこと。

### ④ 安全性の確保、過剰対策・需給調整について【新規】

酪農業に関する流通制度の改革・見直しにおいては、安全性の担保、過剰対策を含めた需給調整の仕組みを整備すること。

### ⑤ 乳用後継牛・肥育素牛の需給の安定について【新規】

国内の生乳生産安定には乳用後継牛の需給を安定させることが重要であり、供給乳用種の経産牛や妊娠牛についても肉用牛売却所得の課税特例措置と同様な制度を創設するなど、対策を措置すること。

また、肉用牛においても肥育素牛の価格高騰により肥育経営者の資金繰りが圧迫さ

れているため、早期に肥育素牛の増産体制を整備すること。

**⑥ 養豚に関する対策【新規】**

豚肉の輸入量は増加傾向であり今後もさらに国産豚肉との競争が予想される中、生産者による消費拡大及びPR活動等を行うため、チェックオフ制度の法制化に向けた検討を進めること。

**⑦ 採卵鶏・ブロイラーに関する対策【新規】**

畜産物の価格安定に関する法律においては、原料乳、指定乳製品及び食肉のみが対象となっている。平成28年11月以降、国内において高病原性鳥インフルエンザが複数発生しており、養鶏業においても経営環境は極めて厳しい状況に直面していることから、経営安定のために必要な制度を整備すること。

**【新規】** 今回新たに提言する事項

**【継続】** 過去に同様の提言等を実施している事項

# 公益社団法人日本農業法人協会

## 政策提言委員

(平成 29 年 6 月 15 日現在)

|      |       |      |                    |
|------|-------|------|--------------------|
| 委員長  | 近藤 一海 | 長崎県  | (農) ながさき南部生産組合     |
| 副委員長 | 吉弘 昌昭 | 広島県  | (農) ファームおだ         |
|      | 須藤 泰人 | 群馬県  | (有) ロマンチックデーリィファーム |
|      | 高橋 良行 | 福島県  | (株) グリーンファーム       |
|      | 田中 進  | 山梨県  | (株) サラダボウル         |
|      | 永井 健吾 | 新潟県  | 神谷生産組合 (株)         |
|      | 土井 晃  | 和歌山県 | (有) 夢クラブ泉源         |
|      | 福田 賢治 | 島根県  | (有) 福田ファーム         |
|      | 高木 昭夫 | 広島県  | (農) ファーム志和         |
|      | 北 節子  | 高知県  | (有) 北らいす           |
|      | 秋吉 義孝 | 佐賀県  | (株) 石動農産           |
|      | 新福 秀秋 | 宮崎県  | (有) 新福青果           |
|      | 宮城 盛彦 | 沖縄県  | (株) みやぎ農園          |



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> [nogyo@hojin.or.jp](mailto:nogyo@hojin.or.jp)

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1F